

国民年金基金

知っていると得する 国民年金基金

自営業・フリーランスのための
公的な年金制度

2話

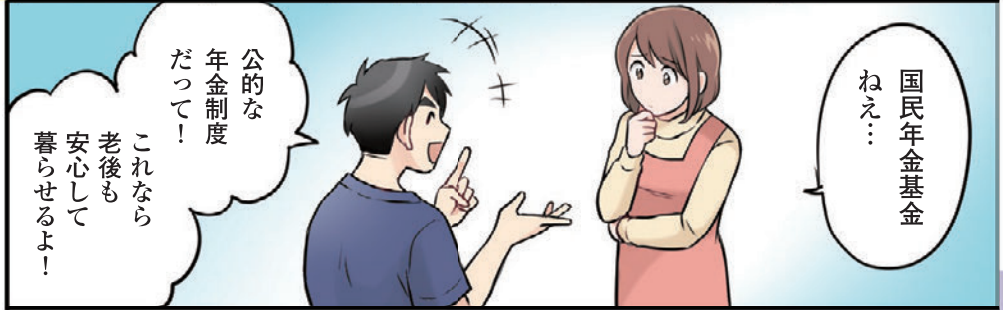
国民年金基金は
何がおトク？





…ってな
感じで

オレも
年金を上乗せ
できるんだ！



国民年金基金
ねえ…

公的な
年金制度
だつて！
これなら
老後も
安心して
暮らせるよ！



え？



まず

それに入る
メリットって
何？

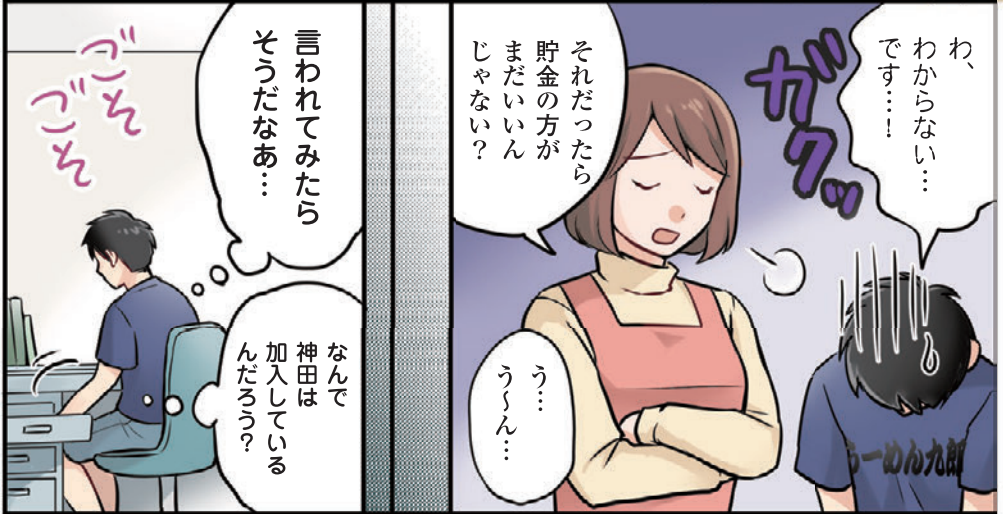


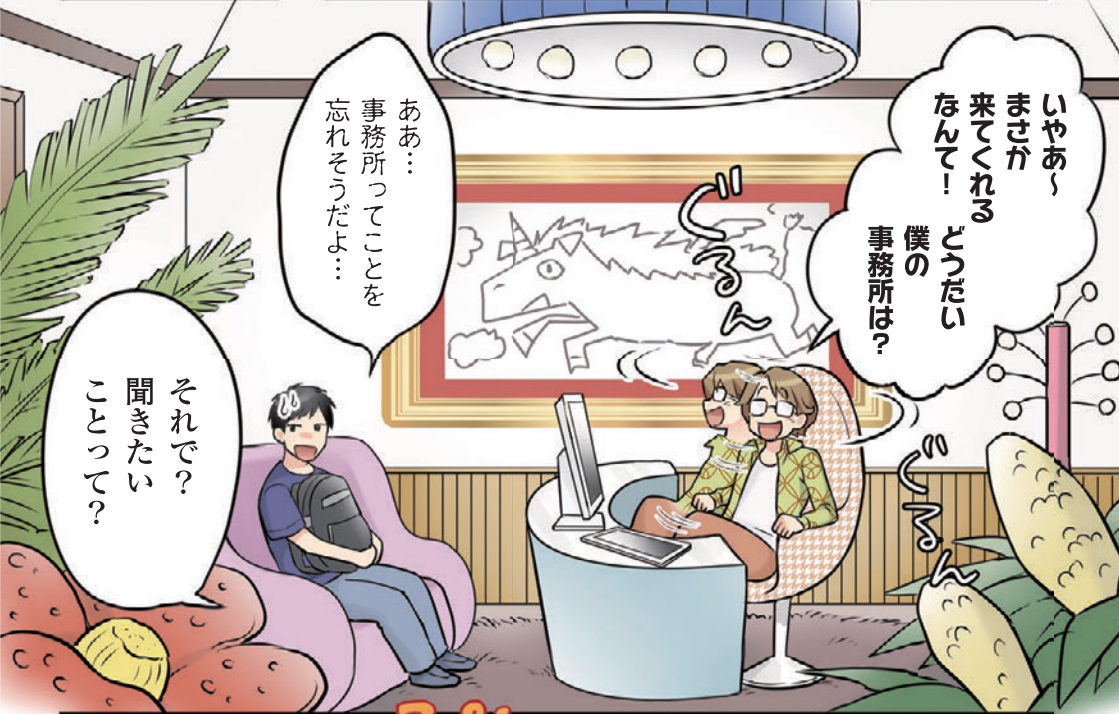
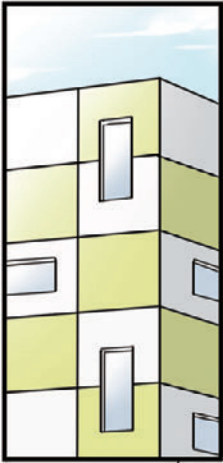
一般の
個人年金と
何が違うの？

老後の貯蓄って
意味では
貯金と変わらない
んじゃない？

こういうのって
受け取る前に
亡くなって

「掛け捨て」に
なったら
どうしよう…
って思うのよね





それで？
聞きたい
ことって？

ああ…
事務所ってことを
忘れそうだよ…

いやあ、
まさか
来てくれる
なんて！
どうだい
僕の
事務所は？

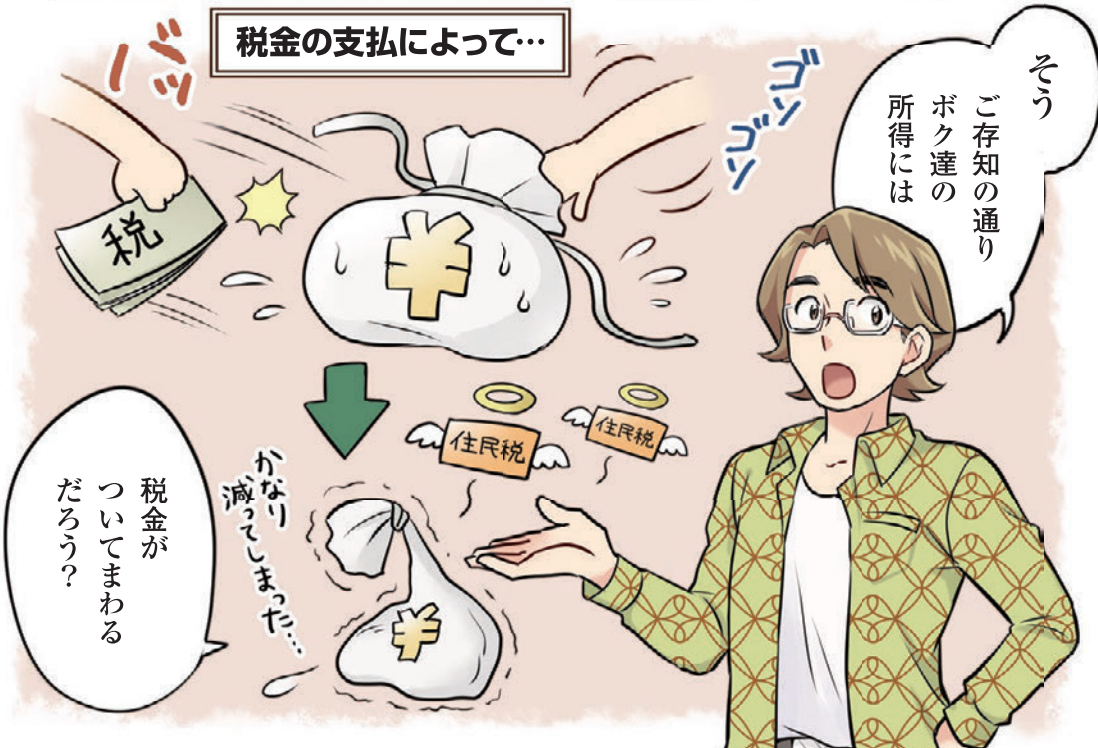


国民年金基金の
メリットについて
教えて
くれないか？

デザインの
依頼じゃ
ないの!?



税金の支払によって...





課税所得が
およそ400万円の場合で

国民年金基金の掛け金の
年間合計額が
30万円の場合

⇒

所得税・住民税
約9万円軽減!

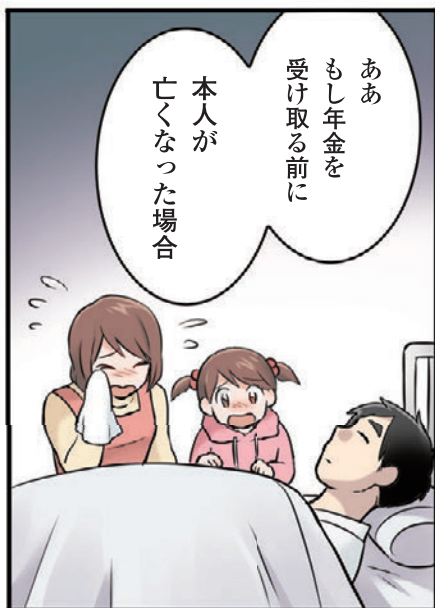
掛け金は実質
約2.1万円

税金がおトクに
なるってこと!?

例えば
年間
30万円の掛金を
支払った場合

実質
**21万円の
掛金で
よくなったり
するんだ!**

※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を1.0%として計算。



*年金受給前または保証期間中に亡くなった場合(B型を除く)

きちんと支払った期間等に
応じた金額が
支払われるから

払った分も
無駄には
ならないんだ

■年金受給前

35歳

40歳

死亡時までの
掛金納付期間
などに応じて！



ここまで

■保証期間中

60歳

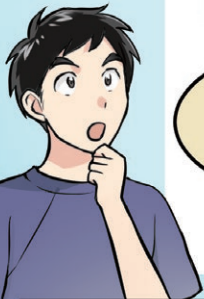
75歳

残りの保証期間の
年金を支給するための
資産相当額が！



ここまで

掛け捨ての
心配もない
ってことか！



例えば…

・男性

35歳 A型加入
の場合

もらえる
年金額は

自分の
掛金額に応じて
しっかり
決められているんだ

年金月額

2万円(1口)~

掛金月額

1万3060円(1口)~

それに
掛金額も
加入時から
払込期間
終了まで
ずっと
一定だから
安心！

ちなみにちゃんと
掛金に合った
年金は給付されるの？

このご時世
段々
もらえなく
なったりとか…

ぐるんっ



ノー・
プロブレム
だよ



基本

1口
+
2口目以降

増減自由!

大丈夫！
だけど

加入後も掛金額を
口数単位で増減が
できるんだ



2口目以降

A型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

終身お受け取り

年金額

65歳 ← 15年保証 → 80歳

終身年金

B型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

終身お受け取り

年金額

65歳 保証期間なし

終身年金

I型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

確定年金

15年間

65歳 ← 15年保証 → 80歳

II型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

確定年金

10年間

65歳 ← 10年保証 → 75歳

III型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

確定年金

15年間

60歳 ← 15年保証 → 75歳

IV型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

確定年金

10年間

60歳 ← 10年保証 → 70歳

V型

加算額	
年金月額	1万円 ※1
	5千円 ※2

確定年金

5年間

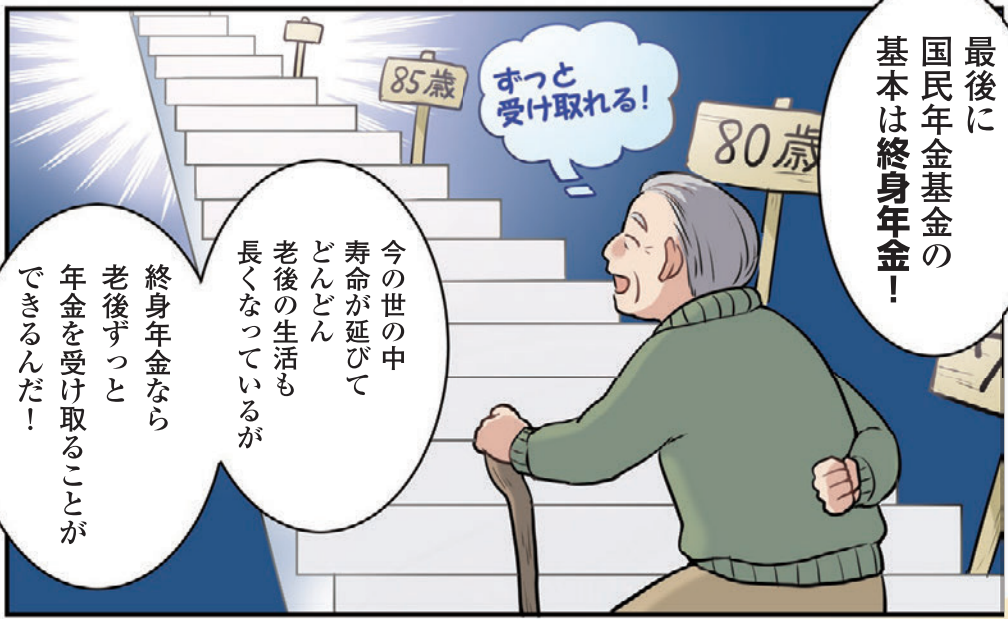
60歳 ← 5年保証 → 65歳

※1... 35歳誕生日までご加入の場合
※2... 50歳誕生日までご加入の場合

だから
自分の生活に
合わせて

都度
調整しながら

無理のない
選択をすると
いいよ

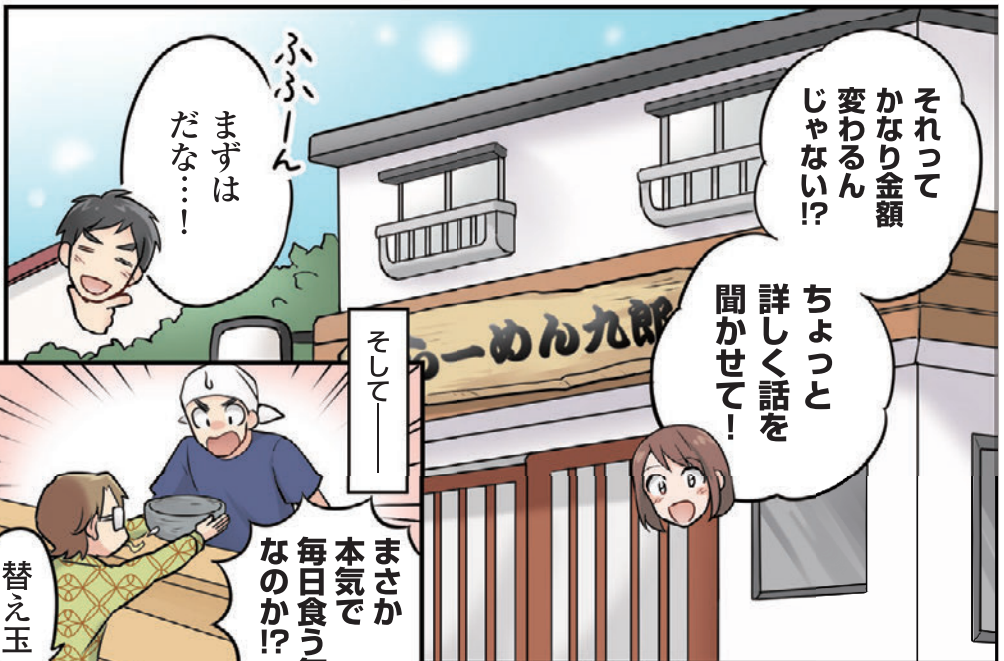


- ① 税制上の優遇
- ② 万が一の時の遺族一時金※
- ③ 年金額が確定 & 掛金額も一定
- ④ 自由なプラン設計
- ⑤ 終身年金が基本

この5つが
メリットか…!!

少しずつ
国民年金基金
について
分かってきた
気がする…

※年金受給前または保証期間中に
亡くなった場合(B型を除く)



留 意 事 項

- ・本資料に記載した内容は、本資料作成時におけるものであり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- ・本資料の記載内容については細心の注意を払っていますが、記載された情報を利用することで生じたいかなるトラブルおよび損失、損害に対して、国民年金基金及び国民年金基金連合会は一切責任を負いません。
- ・本資料の著作権を含む知的所有権は国民年金基金連合会に属し、事前に国民年金基金連合会への書面による承諾を得ることなく本資料およびその複製物に修正・加工することは堅く禁じます。
- ・また、本資料およびその複製物を送信、複製および配布・譲渡することは堅く禁じます。